







四 私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付の支給に関する事務

六 加入者に係る標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項の標準報酬月額をいう）、標準賞与額（同法第二十三条第一項の標準賞与額をいう。又は加入者期間（同法第十七条第一項の加入者期間をいう。）に関する事務

五 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

八 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第一百二十六条の五第二項の任意継続加入者（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の掛け金の払込み又は同法第二百二十六条の五第三項の任意継続加入者の掛け金の前納に関する事務

九 私立学校教職員共済法第二十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）又は第二項の福祉事業の実施に関する事務

十 私立学校教職員共済法による掛け金に関する事務

十一 私立学校教職員共済法による加入者証、加入者資格証、加入者被扶養者証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

十二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第十四条第一項の加入者の資格の喪失に関する事務

十三 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項の給付及び平成二十四年一元化法附則第

七十九条の給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

**第二十一条** 法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国税収納金整理資金に関する法律（昭和三十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。以下この条において同じ。）の調査決定、納入の告知、資金徴収簿の登記その他の国税等の徴収に関する事務

二 国税収納金整理資金に関する法律による国税等の収納金の領收、収納金の払込みその他の国税等の収納に関する事務

三 国税収納金整理資金に関する法律による国税等の支払の決定、支払命令、資金支払簿の登記その他の国税等の債権者への支払に関する事務

**第二十二条の二** 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下この項において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 第一号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五 第一号厚生年金被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

六 厚生年金保険法第百条の二第五項の資料の提供等の求めに関する事務

七 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下この項において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 第二号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

四 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

五 第二号厚生年金被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

六 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 第三号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五 第三号厚生年金被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

六 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第四号の第四号厚生年金被保険者（以下この項において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 第四号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び理、その請求等に係る請求等の審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五 第四号厚生年金被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

第六十二条 法別表第一の二十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の支給に関する事務

二 特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務

第三十三条 法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十五号）第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務

二 学校保健安全法第二十四条の医療に要する費用の支給に関する事務

第六十三条の二 法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国家公務員共済組合法による組合員（同法附則第十二条第三項の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

二 国家公務員共済組合法第三十七条の組合員（次号並びに次条第一号及び第二号において「組合員」という。）の資格の得喪に関する事務

三 組合員に係る標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。次条第二号において同じ。）の標準期末手当等の額（同法第四十一条第二項に規定する標準期末手当等の額をいう。次条第二号において同じ。）又は組合員期間（同法第三十八条第一項に規定する組合員期間



の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務

六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等又は同法第四十八条の条例で定める事項に関する事務

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十二条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十二条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十一 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十二条の四前段のあつせん等に関する事務

第十七条 法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。

第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務

二 災害対策基本法第四十九条の十四第一項の二個別避難計画の作成に関する事務

三 災害対策基本法第九十条の二第一項の罹災證明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務

第二十九条 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務

三 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四 児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

五 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務

七 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務

九 徵収に関する事務

一 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）による申告、物納及び延納その他の賦課又は納稅額の減額、国税の免除、控除若しくは還付その他の賦課又は徵収に関する事務

二 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）による課税価格の計算及び控除、申告及び還付による課税価格の計算及び控除、申告及び還付その他の賦課又は徵収に関する事務

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）による揮発油税法（昭和三十二年法律第百五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）及び石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の特例、免税物品の譲渡の禁止その他の賦課又は徵収に関する事務

六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徵収に関する事務

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）による消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税の徴収、免税調達資材等の譲受けの制限その他の賦課又は徵収に関する事務

八 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）による所得税法等の特例その他の賦課又は徵収に関する事務

九 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）による二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）による二重課税に関する申立ての手続その他の賦課又は徵収に関する事務

十 地方揮発油税法による申告その他の賦課又は徵収に関する事務

十一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）による所得税法、法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）、相続税法、消費税法（昭和六十三年法律第八号）等の特例その他の賦課又は徵収に関する事務

十二 挥発油税法による申告及び納付、免税及び税額控除その他の賦課又は徵収に関する事務

十三 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務（昭和三十二年法律第九十四号）による徵収に関する事務

十四 国税徵收法（昭和三十四年法律第百四十七号）による国税と他の債権との調整、第二次納稅義務、滞納処分、滞納処分に関する猶予及び停止その他の徵収に関する事務

十五 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）による国税の納付義務の確定、納稅の猶予、担保の提供、還付若しくは充当、附帶税（同法第二条第四号に規定する附帶税をいう。）の减免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の賦課又は徵収に関する事務

十六 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）による所得税法等の特例その他の賦課又は徵収に関する事務

十七 所得税法による納稅地の異動、課税標準の計算及び所得控除、申告、納付及び還付、更正の請求、更正及び決定、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、非居住者若しくは法人の所得に係る源泉徵収、支払調書の提出その他の賦課又は徵収に関する事務

十八 法人税法による事業年度の変更、納稅地の異動、通算承認、各事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徵収又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の法人税法による連結納稅、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徵収に関する事務

十九 石油ガス税法による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徵収に関する事務

二十一 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）による納付、申告及び還付その他の賦課又は徴収に関する事務

二十二 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）による徴収に関する事務

二十三 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）による免税基能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付、配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等、割引債の償還差益に係る所得税の還付、保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例、租税条約に基づく認定その他の賦課又は徴収に関する事務

二十四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）による帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例その他の賦課に関する事務

二十五 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）による還付その他の賦課に関する事務

二十六 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）による内国消費税等の特例その他の賦課に関する事務

二十七 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）による申告その他の賦課又は徴収に関する事務

二十八 たばこ税法（昭和五十九年法律第七号）、石油石炭税法による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務

二十九 消費税法による税額控除、申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務

三十 地価税法（平成三年法律第六十九号）による申告その他の賦課に関する事務

三十一 内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）による国外送金等に係る告知書及び調査の提出等、国外証券移管等に係る告知書及び調査の提出等、国外

財産に係る調査の提出等その他の賦課に関する事務

三十二 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）による国税通則法の特例その他の賦課に関する事務

三十三 一般会計における債務の承継等に伴う法の一部を改正する法律附則第五百五条によるたばこ特別税の申告その他の賦課又は徴収に関する事務

三十四 税額特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）による賦課に関する事務

三十五 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）による法人税法等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

三十六 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）による復興特別所得税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務

三十七 地方法人税法（平成二十六年法律第十六号）による納付その他の賦課に関する事務

三十八 國際観光旅客税法（平成三十年法律第十九号）による申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務

三十九 國税通則法第七十四条の十三の四第一項の番号等の提供に関する事務

四十 地方公務員等共済組合法第一の三十八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 國税通則法第七十四条の十三の四第一項の番号等の提供に関する事務

二 地方公務員等共済組合法第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 地方公務員等共済組合法第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

二 地方公務員等共済組合法第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 地方公務員等共済組合法第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

二 地方公務員等共済組合法第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

三 地方公務員等共済組合法第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

四 地方公務員等共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付の支給に関する事務

五 地方公務員等共済組合法第五十七条の二第二項の一部負担金に係る措置に関する事務

六 地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付の支給に関する事務

七 地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付の支給に関する事務

八 地方公務員等共済組合法による掛金に関する事務

九 地方公務員等共済組合法第七十六条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛け金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛け金前納に関する事務

十 地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員養育補償証明書に関する事務

十一 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出を以て、以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員の資格の得喪に関する事務

十三 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三

三 組合員に係る標準報酬の月額（地方公務員等共済組合法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）、標準期末手当等の額（同法第四十四条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。）又は組合員期間（同法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）に関する事務

四 地方公務員等共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付の支給に関する事務

五 地方公務員等共済組合法第五十七条の二第二項の一部負担金に係る措置に関する事務

六 地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付の支給に関する事務

七 地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付の支給に関する事務

八 地方公務員等共済組合法による掛金に関する事務

九 地方公務員等共済組合法第七十六条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛け金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛け金前納に関する事務

十 地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員養育補償証明書に関する事務

十一 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出を以て、以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員の資格の得喪に関する事務

十三 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三

号）第三条に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務として行う第二十二条の二第三項各号に掲げる事務に準する事務

十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第百七十八条の船員組合員の一部負担金等の返還に関する事務

十六 地方公務員等共済組合法第七十六条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛け金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛け金前納に関する事務

十七 地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員養育補償証明書に関する事務

十八 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出を以て、以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十九 老人福祉法第三十六条の調査等の求めに関する事務

二十 法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務

二十一 老人福祉法第三十六条の費用の支弁又は同一号）第十条の四又は第十一条の福祉の措置の実施に関する事務

二十二 老人福祉法第三十六条の費用の支弁又は同一号）第十条の四又は第十一条の福祉の措置の実施に関する事務

二十三 老人福祉法第三十六条の費用の支弁又は同一号）第十条の四又は第十一条の福祉の措置の実施に関する事務

二十四 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八条）による戦傷病者手帳に関する事務

二十五 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十九号）による母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一百一十九号）第十三条第一項、第六十六条十八号）による戦傷病者手帳に関する事務

二十六 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十九号）第十三条第一項若しくは第三十二条第一

項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十十五条第二項（同法第三十三条の六第五項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する事務

**第三十五条** 法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務

**第三十六条** 法別表第一の四十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の給付金の支給に関する事務

**第三十七条** 法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第五条の規定によりなほ從前の例によることとする

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の手当の請求の受理、その請求

求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

**四** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七条の資料の提供等の求めに関する事務

七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第三十八条** 法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

八 前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当若しくは特別児童扶養手当の支給に関する事務

**第三十九条** 法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

**第四十条** 法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務

二 母子保健法第十一条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務

三 母子保健法第十五条の新生児の訪問指導の実施に関する事務

四 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務

五 母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

六 母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務

七 母子保健法第十七条第一項の妊娠婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務

八 母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

九 母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務

十 母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務

十一 母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務

十二 母子保健法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務

**第四十一条** 法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務

**第四十二条** 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

**第四十三条** 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）による補償の請求の受理又は第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務

三 地方公務員災害補償法による年金である補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務

四 地方公務員災害補償法による福祉事業の申請又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

五 地方公務員災害補償法による補償の支払又は福祉事業の実施に関する事務

**第四十四条** 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第一百三十五号）第十六条第一項又は第十八条第一項の年金である給付の支給に関する事務

二 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第一百三十五号）第十六条第一項第八号に規定する支払に関する事務

三 第三百二十九条の六第四項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第四十五条 法別表第一の五百の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する事務

四 特別児童扶養手当に係るものに限る。）に関する事務

**第四十六条** 法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

**第四十七条** 法別表第一の五十二の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する事務

**第四十八条** 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別慰金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

**第四十九条** 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

**第五十条** 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務

二 母子保健法第十一条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務

三 母子保健法第十五条の新生児の訪問指導の実施に関する事務

四 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務

五 母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

六 母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務

七 母子保健法第十七条第一項の妊娠婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務

八 母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

九 母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務

十 母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務

十一 母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務

十二 母子保健法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務

**第五十一条** 法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。



た旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更の申請の審査又は受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の停止又は廃止に関する事務

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の費用の返還に関する事務

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務

七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項

の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

**第四十八条の二 法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関する事務**

**第四十八条の二 法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関する事務**

**第四十八条の二 法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。**

**第四十九条 法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。**

一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付若しくは同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。次号において同じ。）に係る権利の決定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である长期給付若しくは同項第三号の年金である給付の支給停止の解除申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律による受給権者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第五十条 法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。**

一 介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

二 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。）

四 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第一項の要介護更新認定、同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 介護保険法第六十六条の保険料滞納者による支払方法の変更に関する事務

九 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務

十 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務

十一 介護保険法第一百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）

十二 介護保険法第一百十五条の四十五第十項又是第一百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務

十三 介護保険法第一百二十九条第一項の保険料供等の求めに関する事務

前項第一号、第三号（介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第一百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費に係る部分を除る事務

十四 介護保険法第一百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務

く。）、第六号、第七号（同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。）及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八十二条第二十六項に規定する介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等」の一部を改正する法律附則第二百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。

**第五十二条** 法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十九条第一項又は第二十条第一項（これららの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の勧告に関する事務

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第三項又は第二十条第一項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の措置に関する事務

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務





七 六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務

八 五 子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の施設等利用給付認定若しくは同法第三十三条の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 四 子ども・子育て支援法第三十条の七若しくは子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務

十 三 子ども・子育て支援法第三十条の七若しくは子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十二第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十一 二 子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務

十二 一 子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務

十三 十三 子ども・子育て支援法第三十条の十一の子育てのための施設等利用給付に係る支給に関する事務

十四 一二 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

第五十六条の二 法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による給付の支給及び当該給付の受給権者に係る請求等（請求又は届出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による給付の支給に関する事務

三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による過誤払いによる返還金又は徴収金に関する事務

四 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第六十九条 法別表第一の九十六の項の主務省令

で定める事務は、次のとおりとする。

**第七十条** 法別表第一の九十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

ものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条の二第三項の老齢年金給付の額の加算又は

一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下「平成二十五年法律第六十号」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百三十条第一項の老齢年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に限る。）

二 平成二十五年法律第六十号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十条第二項の一時金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

三 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十条第三項の年金である給付又は一時金である給付の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条第六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に限る。）

四 平成二十五年法律第六十三号附則第三十四条第四項の残余財産の分配に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に限る。）

書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第七十条 法別表第一

定める事務は、次のとおりとする。

条の一第三項の老齢年金給付の額の加算又は

一 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十一条第五項の規定により、企業年金連合会又は平成二十五年法律第六十三号附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（相続税法等第五十九条第一項に規定する調書、地方税法等三百七十六条第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する文書）に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二 平成二十五年法律第六十三号附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第七項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、同法第三百二十九条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十四条第一項に規定する支払に関する事務に限る。）

三 平成二十五年法律第六十三号附則第四十五条第三項若しくは第五項又は第四十九条第三項若しくは第五項の存続連合会遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書に関する事務に限る。）

四 平成二十五年法律第六十三号附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により平成二十五年法律第六百二十五条第一項第八号に規定する存続連合会が承継した老齢年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

五 平成二十五年法律第六十三号附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により、企業年金連合会又は平成二十五年法律第六十三号附則第六十二条第二項に規定する文書

ものとされた改正前原

条の一第三項の老齢年金給付の額の加算又は

一時金である給付の支給に関する事務（地方五百三十九条等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百四十四条に規定する特別徴収票、所得税法第二百四十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条の十二第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

六 平成二十五年法律第六十三号附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六百六十六条第二項の老齢年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に限る。）

七 平成二十五年法律第六十三号附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六百六十六条第五項の老齢年金給付又は一時金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

八 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは第九十三条の三第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

九 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有する事務に限る。）

ものとされた平成二十五年法律第六十三号第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書に関する事務に限る。）  
十 平成二十五年法律第六十三号附則第七十条第三項の残余財産の分配に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）  
十一 平成二十五年法律第六十三号附則第七十七条第四項の規定により平成二十五年法律第六十三条附則第三条第十五号に規定する連合会が承継した年金である給付又は一時金である給付の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書 地方税法第三百七十六条第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）  
十二 平成二十五年法律第六十三号附則第七十五条第二項の老齢を支給理由とする年金である給付又是一時金である給付の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百一十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）  
第三十一条 法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務  
二 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務

四 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条第二項の支給認定の変更に関する事務

五 難病の患者に対する医療等に関する法律第十五条第一項の支給認定の取消しに関する事務

六 難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務

七 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十号)第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第七十二条 法別表第一の九十九の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第十三条第二項の規定によりなおその效力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。

第七十三条 法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三条の公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務

二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四条の公的給付支給等口座登録簿の登録の特例に関する事務

三 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第五条の公的給付支給等口座登録簿の修正又は訂正に関する事務

五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第七条の公的給付支給等口座登録簿の登録の抹消に関する事務

**第七十四条** 法別表第一の百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第四項、第五条

第三項、第七条第三項又は第八条第三項の通知に関する事務

二 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第九条第一項の情報の提供に関する事務

**附 則**

（施行期日）

1 この命令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
（経過措置）

2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）の施行の日（平成三十二年十月一日）の前日までの間ににおける第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、第六十九条中「九十六の項」とあるのは「九十五の項」と、第七十条中「九十七の項」とあるのは「九十六の項」と、第七十一条中「九十八の項」とあるのは「九十七の項」とする。  
（日本年金機構に係る経過措置）

3 日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの法附則第三条の二の政令で定める日までの間ににおいては、個人番号を利用してこの命令に規定する事務の処理を行うことができない。  
（電子資格確認に係る経過措置）

4 当分の間、第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十五項の電

子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。  
5 当分の間、第二十四条の規定の適用について、は、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）附則第十一条の電子資格確認に関する個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。  
6 当分の間、第三十三条の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）附則第十七条の二の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。  
7 当分の間、第四十六条の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）附則第十六条の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。  
附 則 （平成二七年一〇月三〇日内閣府・総務省令第三号）  
この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の四に係る部分に限る。）は、平成二十八年四月一日（平成二十八年四月一日）から施行する。  
附 則 （平成二七年一二月二十五日内閣府・総務省令第六号）  
この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。  
附 則 （平成二八年三月三一日内閣府・総務省令第一号）  
この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
附 則 （平成二八年九月三〇日内閣府・総務省令第五号）  
この命令は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は平成二十九年四月一日から、第四十三条の二の次に一条を加える改正規定及び第四十四条の次に一条を加える改正規定は個人情報の保護に関する法律及び行政手続規定は個人情報の保護に関する法律及び行政手続



1 この命令は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（令